

## 古事記偽書説をめぐって

菅野雅雄

一  
偽書とは、その典籍の語る成立事情、成立年時に相反する徴、矛盾の兆を有する書をいう。

例えば『先代旧事本紀』は、江戸時代初期まで「記・紀」以上に尊重されていたが、多田義俊『旧事紀偽書明証考』が出て、以来偽書と蔑視され、ほぼ無価値の書と烙印を捺された。その最大の因は、その序文に

夫先代旧事本紀者、聖徳太子且所撰也。  
とあることであつた。<sup>(2)</sup>

また、偽書とはされていないが、大同二(八〇八)年齋部広成によって撰せられた『古語拾遺』は、その冒頭部分に

從五位下齋部宿禰広成撰

と記されている。しかし『類聚国史』によると、本書成立の大同二年当時、広成は正六位上であつたのであり、本書の「從五位下」の記載は史実と合致しない。また本書は平城天皇に差し出した訴状という性質の強いものであつて、かかる文書に「撰」字を用いることも疑わしい。従つて、本書冒頭的一条は、後人の加えたものであると考えられる、という。<sup>(4)</sup>しかし、若し、この一条が元來記載されていたもの、となれば、逆に八古語拾遺偽書説Vが出てこようというものである。

それゆえ、言うまでもないことであるが、自らその成立を語らない『万葉集』や『源氏物語』等の文学作品には、偽書説が起らない道理なのである。

前記したような『旧事紀』偽書説の抬頭に伴って、『古事記』にもその徴が起つてきた。延宝四(一七四七)年から宝暦元(一七五一)年間の著作と見られる河村秀興・秀根兄弟の『古事記開題』が、古事記は上代の野史が残つたもので、後人序文を偽作して撰者を安万侶に託した、とする<sup>(5)</sup>或説<sup>(6)</sup>を取り上げて批評した。この「或説」が恐らく文献に存する古事記偽書説の嚆矢であろう。続いて賀茂真淵は明和五(一七六八)年脱稿の『祝詞考』や、同年とみられる宣長宛書簡で、序は和銅以後に太安万侶ならぬ別人によつて追つて書かれたものであらう、と序文偽作説をたてた。これは純漢文体の序と変則漢文体の本文との相違をとらえて序文に後代性を見たものであった。

しかしこの点は、『記』序文が漢籍に典拠を持つてゐることが明らかに<sup>(7)</sup>なり、文体の相違する理由が判明すると共に、当然の結果と考えられるようになり、この議論は解消した。

たがこの後、序文のみでなく本文までも後人の偽撰であるとする説が、ようやく勃興してくる。その最初は文政十一(一八三〇)年刊の沼田順義『級長戸風』の「端

書」の論である。この論には四つの理由が挙げられている。すなわち

一、『日本書紀』の撰者舎人親王は『古事記』を見ていない。

二、『書紀』所引の「一書」は、たいていは『旧事紀』の文で、『古事記』を引いた形跡がない。

三、『統日本紀』には安万侶が『古事記』を撰進したこと、および和銅四年の古事記撰録の勅が載せられていないことから、その撰者菅野真道も『古事記』を知らなかった。

四、『古事記』は自然なるさまを尊んで「道」を伝えていない。

というものであった。が、二の点は誤りであり、四の点も恣意的・主観的な見解で偽書の理由とはなり難い。しかし、一・三の点は尤もであり、今日の偽書論者もこの点のみは同様に指摘している。

この説は、何故か大正十三(一九二四)年に安藤正次によって取り上げられ批判されるまで、およそ百年の間、顧みられることがなかったのである。

### 三

序文にだけでなく、本文に検討を加えてその総てを偽

書とする本格的偽書説は、近代に入り、明治期を経て大正末期に到り、中沢見明によって世に問われた。

中沢見明は『史学雑誌』第三十五編第五号（大正十三（一九二四）年五月）に「古事記は偽書か」を発表したが、この論に対して、直ちに安藤正次が「古事記偽書説について」を発表して、先の沼田順義説をも併せて論評した。そこで中沢は自説を強化・補足して、昭和九（一九二九）年十一月に『古事記論』を公刊して、大要次の如き八項目を挙げて、『古事記』の偽書なることを再論した。

- (1) 古事記の序文は平安初期に仮託された文らしい。  
イ、記献上の上表文の形式になっているが、内容は、古事記の価値を誇示するものの如くである。  
ロ、稗田阿礼が勅を奉じて誦習したということが「天武紀」に見えない。  
ハ、和銅四年に安万侶が勅を奉じ五年に奉献したというが、『続紀』に見えない。
- (2) 『日本書紀』の編者は『古事記』を見ていない。
- (3) 『万葉集』の編者も『古事記』を見ていない。
- (4) 平安初期に勅撰された『弘仁姓氏録』の編者も『古事記』を見なかった。
- (5) 「弘仁私記序」は天長・承和の頃に作られた仮託

の序であるが、これに深い関係のある『古事記』もその頃の作であろう。

(6) 字音仮名や諸国地名の記載例から推論しても、『古事記』は平安初期以上に溯るものではない。

(7) 大年神の神系記事の検討によると、『古事記』は天長・承和の頃に日枝・松尾の社家に関係ある人の偽作である。

(8) 『古事記』には伊邪那岐神を淡海の多賀に坐す神としていたが、犬上郡の多賀が有名になったのは比較的後世で、この点から考えても、『古事記』の作成は平安朝初期でなければならぬ。

と。以上、一読して気づかれるように、この中沢説は、その後の偽書説の国語学的方面―上代特殊仮名遣―を除くと、今日盛んに発言されている大和岩雄氏の論拠に到るまでを含んだものであった。ただ惜しむらくは、論証の仕方が不十分・不徹底であったが、その先駆的業績は評価されるべきであろう。

この中沢説に対しては、倉野憲司博士が反駁を試みられたが、「すべての論点に亘らず、その一部の論に終っているなど、充分『偽書説』を説得するに足るものではなかった」<sup>10)</sup>のである。

#### 四

この『古事記』偽書説は、中沢見明以後も絶えることなく、提唱されてきたが、それらの中最も精力的に強力に論じたのは、筏敷氏であった。

筏氏は、『歌経標式』をもまき込んで多岐な観点から偽書説を展開されたが、結局、同氏のみる偽書説成立への壁は上代特殊仮名遣にあり、「兎に角、国語学者達を説得出来ない以上、偽書説の成立は無理であろう」と嘆じ、いかなる論拠をもってしてもその壁を破ることは困難であるとして、最後に序のみを取り上げ、それが偽撰であることの論拠としたのは、「上表文に於ける公文書適格審査」と称して、記序に記された「安麿の署名『正五位上勲五等太朝臣安万侶』が問題なのである。この署名が、公文書としては落第なのである。官人としては、必ず『官職』がなければならぬ」という点であった。だが、たまたま昭和五十四年一月に、奈良県奈良市此瀬町に安万侶の火葬墓が発見され、出土した墓誌に「左京四条四坊從四位下勲五等太朝臣安万侶以癸亥年七月六日卒之……」ときざまれていたことにより、官記を欠く記載様式の存在したこと、又、安万侶が勲位を有していたことが明らかとなり、筏氏の説かれた偽書説は一步後退し

たやに思われる。

次に、昭和四十六年十月に公開された鳥越憲三郎氏の『古事記は偽書か』は、その余りに主観的な論述のためにか、学界に受け入れられず、取り上げられることなく過ぎたが、その後、「弘仁私記」をとらえた中沢見明―鳥越憲三郎氏の論点は、大和岩雄氏に引き継がれて、『古事記成立考―日本最古の古典への疑問』（昭和五十年十一月）・『古事記偽書説の周辺』（昭和五十四年四月）・『古事記と天武天皇の謎』（昭和五十四年八月）と矢継早に、『記』の内容は古く価値有るものと認めるが、書物としての成立は大幅に和銅五年より百年程遅れたもの、とする独得の大和氏の偽書説が世に問われている。

#### 五

△偽書△という概念が本稿冒頭に記した如くで成り立つならば、『古事記』に対する偽書論は、当然のことながら第一に、序文末尾に記載された「和銅五年正月二十八日」という筆録完成・奏上の日をめぐって展開するわけである。

そこで、その問題点を整理すると、相互に密接な関係が存在するが、およそ以下の項目に集約することができよう。

まず其の一は、『記』序文がその成立事情を語る唯一の文であるが、そこに語られている内容を、歴史的事実と認めることができるかどうか。

其の二は、その序文自体、文飾を含めて和銅五年正月以前に書き得たかどうか。

其の三は、上中下本文にいずれも和銅五年以前には書き得ない内容があるかどうか。

というところである。

## 五の(1)

以上、三条に分けて記した「其の一」の点について、特に問題の中心として取り上げられるのは、記序第二段の後半部に見られる天武詔、

朕聞、諸家之所<sub>レ</sub>費帝紀及本辭、既違<sub>ニ</sub>正実<sub>一</sub>多加<sub>ニ</sub>虚偽<sub>一</sub>。当<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>之時<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>改<sub>ニ</sub>其失<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>經<sub>ニ</sub>幾年<sub>一</sub>其旨欲<sub>レ</sub>滅。斯乃<sub>レ</sub>邦家之経緯王化之鴻基焉。故惟撰<sub>ニ</sub>録帝紀<sub>一</sub>、討<sub>ニ</sub>覈旧辭<sub>一</sub>、削<sub>レ</sub>偽定<sub>ニ</sub>実欲<sub>一</sub>流<sub>ニ</sub>後葉<sub>一</sub>。

が、例えば『書紀』の記事に照らし合わせて歴史的事実と認められるかどうかである。

周知の「天武紀」十年三月条の、

丙戌、天皇御<sub>ニ</sub>大極殿<sub>一</sub>、以詔<sub>ニ</sub>川嶋皇子<sub>一</sub>・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛

野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首、令<sub>レ</sub>記<sub>ニ</sub>定帝紀及上古諸事<sub>一</sub>。大嶋・子首、親執<sub>レ</sub>筆以録焉。

の記事に対し、『記』序の天武詔を、同一の事象の異なった表現とみるか、年時を異にした別個の事柄とみるか、さらには『紀』の記事を基にして架空の産物とみるか。これはこのみをもっては論証の困難な問題といえよう。

梅沢伊勢三博士は、天武天皇は、「天武紀」十年条の帝紀及上古諸事記定の事業が、意に反したものになってゆくことを舍人らから耳にして、『記』編纂の業を思い立った、という推論を展開された。<sup>15)</sup>このような点をあげたらう偽書説への一つの対応であるう。

次に問題となるのは前記した引用文に引続いて、  
時<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>舍人<sub>一</sub>。姓<sub>ニ</sub>稗田名阿礼<sub>一</sub>、年<sub>ニ</sub>是<sub>ニ</sub>廿八<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>人聰明、度<sub>レ</sub>目誦<sub>レ</sub>口、拂<sub>レ</sub>耳勸<sub>レ</sub>心。

と登場する誦習者稗田阿礼で、その性別はおるか実在性までもが分明でない。時代背景から、『古事記』編纂に藤原氏の関与を認めて、阿礼<sub>ニ</sub>不比等<sub>一</sub>という仮託説まで唱えられているのは周知のことであろう。これらも偽書説の範疇に入るものといえよう。なお、阿礼に就いての

記載「姓稗田名阿礼」に対して、「稗田はハ氏Vであり「姓」と書くのは誤り」という点を論拠に、ハ氏Vとハ姓Vとの区別が明瞭でなくなつたはるか後代の書記と、記序偽撰説の一証とする論も存するが、『書紀』『統紀』等、すなわち『古事記』筆録時——八世紀初頭にこのような書法の例があることは知られて<sup>16)</sup>いる。

次には、『記』序第三段の後半部、成立の事情を説明した文の、「和銅四年九月十八日」と記される元明天皇の下命と、「和銅五年正月廿八日」の完成奏上という一連の日附の事実関係である。

今更言うまでもなく、この「和銅五年」が偽書論議の眼目ではあるが、まず、古くから指摘されているように、正史『続日本紀』の和銅四・五年の当該月日条には共に記事を見ないのである。もちろん、ここに『記』撰録の記事が存在すれば偽書説は起こらないとも言ひ得るのである。そこで記事が見られないということに関し、

イ、『統紀』と雖も、記事に遺漏なきを期し難い。  
ロ、元明天皇の私的事業で正史記載の対象にならな<sup>い</sup>。

ハ、『記』序に日附まで記載したが、結局未定稿で奏上しなかつた。

等々と憶測されているが、イには、失念されるような小

事ではない。ロには、天皇には私的事業がない、すべて公的事業になる。ハには、単なる推測、と反論があり、いずれも決定的な見解たり得ない。未だに偽書説が絶えない次第である。

以上が「其の一」の点の問題である。

## 五の(2)

「其の二」の点は、三段に分けられる『記』序の第二段前半部に見られる天武天皇の事蹟としての壬申の乱に關わる記載である。

その記事に就いて早く田辺爵氏が、

- (1) 聞<sup>ニ</sup>夢歌<sup>ニ</sup>而想<sup>レ</sup>纂<sup>レ</sup>業。
- (2) 投<sup>ニ</sup>夜水<sup>ニ</sup>而知<sup>レ</sup>承<sup>レ</sup>基。
- (3) 然天時未<sup>レ</sup>臻、蟬<sup>ニ</sup>脱於南山、人事共給、虎<sup>ニ</sup>歩於東國<sup>一</sup>。
- (4) 皇輿忽駕、凌<sup>ニ</sup>度山川<sup>一</sup>。
- (5) 六師雷震、三軍電逝。
- (6) 杖矛拳<sup>レ</sup>威、猛士烟起、絳旗耀<sup>レ</sup>兵、凶徒瓦解。
- (7) 歲次<sup>ニ</sup>大梁<sup>一</sup>、月躡<sup>ニ</sup>俠鐘<sup>一</sup>、清原大宮昇即<sup>ニ</sup>天位<sup>一</sup>。

の七条に就いて、天武元年紀とかかわりがあり、「むしる記以前に書紀の原文が存したときささえいえるであろう」と指摘された<sup>17)</sup>。そして後に西田長男博士が、この中の(2)

(6)の五か条を取り上げ、論を深化させて、これらは「壬申紀」の直接の引用ではなく、従軍舎人の日記——「調連淡海。安斗宿祢智徳等日記」を資料としたものとして、

從五上

され、『釈紀』に引用の私記にみえる逸文に「調連淡海。安斗宿祢智徳等日記」とあるゆえ、「壬申紀の史料とされたこれらの日記が、それぞれこの姓と位階とのときに提出を命ぜられたものとすれば、……これらの日記が壬申紀編纂の史料として提出されたのは、最下限の調連淡海の位階から推して、和銅六年正月二十三日から養老七年正月十日までの間のいつかであったとされよう」と論じられた。

もちろんこれらの論に対しても、全面的に否定する西宮一民・粕谷興紀両氏の反論があり、未だ決着をみていないと思われるが、これも序文の生んだ問題点の一つである。

### 五の(3)

「其の三」の問題点。近年の『古事記』の構想・構造、成立に関する研究の進展には目ざましいものがあるが、特に本文内容を『書紀』と比較して、『記』の纏めが新しいと認められることについては、既に神について原田敏明氏に「古事記の神」と題する卓論があり、全般に亘

っては梅沢伊勢三博士の世に言う紀前記後説もあるが、とり立てて『記』の成立を和銅五年以降に引き下げる論ではなかった。

『記』本文が、和銅五年以降でなければ書けないという点を鋭く指摘したのは、前記した中沢見明の『古事記論』であった。氏は、上巻素戔嗚神の子の大年神の神裔である大山咋神亦名山末之大主神をとりあげ、この神は淡海の日枝と葛野の松尾に座す神とされるが『書紀』には見えない。日枝や松尾の祭神とその発展の歴史から推考すると、これらの神々は秦氏の氏神で、この神の地位を作るために比叡では三輪の男神、松尾では宗像神を勧請して、これによって初めて公に認められる程度の神である。このような神々を神話に記載した『記』の作者は、比叡・松尾の祠官に深い関係をもつこと、そしてその祠官は加茂社の禰宜と姻戚関係にあり、この点から考えても『記』は、平安朝初期、比叡・松尾等、平安京近郊の諸社が栄え出した頃の仮託であることがわかると共に、偽作の目的は、主として加茂社の姻戚に当る日枝・松尾の祭神大年神系を神話に編入して、その地位を堅めることとにあったらしく、そのため、当時勢力のあった中臣氏に阿諛するような態度に出たもの、という。

この論は飛躍も多く、説得力に欠ける点も見られた

が、その観点を引継がれたのは折口信夫博士<sup>(23)</sup>で、更にそれを承継いだ西田長男博士は、大山咋神(亦の名、山末之大主神)に関しては、「松尾の大宝元年創建説」を認めて、「古事記の『此の神ぞ、…亦、葛野の松尾に坐す鳴鶴の神なる』という一文の成立は、文武天皇の大宝元年以後のことではなければならない。つまり、それは古事記の神話の成立年代を示す一つの下限であるといつてよからう」とされた<sup>(24)</sup>。しかし、論は発展して、同じ大年神の子、韓神・曾富理神<sup>(25)</sup>をとり上げて、「この韓神が史上にはじめてその名を喧伝せられるに至ったのは、このように平安遷都の際であったというのであるから、その名のみえている古事記は、当然、平安遷都以後の述作に成ったものとすべきではあるまいかとも思われるのである。」「曾富理神」が祀られるに至ったのは、平安京に遷都の行なわれた延暦十三年十月二十二日以後のことではなければならない。とすると、古事記の成立年代もこの年以後ということになる訳であるが、それは序文にいう「和銅五年正月廿八日(イ廿五日)」よりも、すくなくとも八十三年の後代に引き下げなければならぬこととなるのである。」とされた<sup>(25)</sup>。

この説の当否は未だに判定し得ない。この大年神の系譜について、折口博士は「私もこの系図は後の攙入と思

ふ<sup>(26)</sup>」と言われ、西田博士自身も「これらの大國主神に関する神話や大年神とその子神たちに関する神話は、後の攙入というのはいい過ぎであろうが、何れにしても後の増補であろうことは推察に難くない<sup>(27)</sup>」といわれる。攙入が増補か、『記』にはまだ他にも後人補入を疑われる箇所<sup>(28)</sup>があり、それらをも含めて、今後真率な検討が要求されるところである。

以上が「第一の点」に挙げた問題点のあらましである。

## 六

第二の問題点としては、情況証拠の問題として『日本書紀』『弘仁私記』との関係が挙げられよう。

### 六の(1)

まず其の一としては、内容的に、同趣とされる歴史伝承を基に、何故八年しか間を置かず二書を編纂したか、という疑問であり、前述した如く、『記』の完成奏上の件が『統紀』に記載されておらず、対して『書紀』に就いては、『統紀』養老四年五月条下に

先是、一品舍人親王奉勅修日本紀。至是功成奏上。紀卅卷系図一卷。



と見られること。また、『紀』三十卷、『記』三卷を比較して、大なるを作成し、後要約して小なるものを成すのが一般的であり、八年の歳月で充分可能であると考えられるが、小なるを成し、後大なるを編するは根本からやり直すに等しく、八年の歳月ではいかがかとも言われて、『記』が抹殺される破目に陥ったのである。

この偽書論に対応するかのように、梅沢博士は、抽象的に『記』『紀』の編述の意図の違いを論じて、二書併存の可能性を見、また多くの論者が『古事記の世界』を論じて、『紀』との相違、『記』の独自性を明らかにしている。<sup>(30)</sup>

近時、この論点を真正面から取り上げて、成果を纏めて世に問われたのは三谷栄一博士である。

博士は、「僅か八年間の隔たりに過ぎないのに、なぜ相似する両書が出現したのか、いまだに十分な究明はななく謎である」との問題意識をもって、『古事記』は持統・元明両女帝の後宮伝承と神祇官の官人たちの協力によるものという推論を提示し、『日本書紀』は太政官側の編纂になるものと断じ<sup>(31)</sup>、<sup>(32)</sup>られた。

なお博士は語をつがれて、偽書論「それぞれの論究には新しい視角による考察も見えるが、多くは外的徴証による研究にとどまっています、『古事記』の序文とか本文

の内容そのものから検討して論述したものが少なく、「偽書説」をめぐる論議にしても、「序」の成立にしてもまだまだ多くの問題が含まれており、再検討の必要に迫られている」と言われる。今後、より多岐に亘る観点から論じられねばならないところである。

## 六の(2)

其の二は、『弘仁私記』の序の、『記・紀』の編纂に関する記載との関わりである。

この点に最も早く言及したのは、前記した中沢見明『古事記論』で、説くところは、はじめて『古事記』を紹介したのは『日本紀』の『弘仁私記序』で、これは弘仁年中多朝臣人長が『日本紀』の講述に当っての私記の序といわれているが、実はそれより少し遅れて仮託されたもので、人長の作ではないらしい。そして、此の「私記序」で『書紀』以上に『古事記』を称揚し、暗に『旧事紀』にも言及しているのは、『古事記』と『旧事紀』とを表彰する意図を有することの表われで、『古事記』『旧事紀』の製作と深い関係があるものであろう。これによって考えてみると、『記』は、弘仁以後恐らく天長承和の頃に作られたものであろう、というのである。

この論の延長線上で、今日、強力に論を立てておられ

るのが大和岩雄氏である。<sup>(32)</sup> 氏の説かれるところは、『記』の内容は古伝承を纏めたもので、上代古典として価値を有するものであるが、しかし、書籍の形に纏められたのは多人長の時代、というので、今日迄の偽書説と一線を画するところのある論ではあるが、いづれにしても八成立Vという観点からは看過し得ない重大な問題提起である。

## 七

以上、非常に大雑把に偽書説の論点をとらえ、これに対応した成立に関する業績を書き記してみたが、偽書説及び反論はこれに尽きるものではない。<sup>(33)</sup> 本稿は全く文字通りの素描という次第であるが、これまでに述べてき、また前引の三谷博士の提言にも見られるように、偽書説の一点一点は、言うまでもなく『古事記』の本質論・成立論を推進させるものであり、視点を變えて言えば『古事記』の世界を論じ構造を捉え、成立を考察する為事は、すべて偽書論に対応するものであると言えらるわけである。それゆえ今後は、今迄にもまして偽書説の論拠を真摯に受け取めて、より一層精緻な成立論を構築するよう心掛けることが肝要であると思われる。

## 注1

この序文は早くから後世添加されたものと見られており、その時期を、例えば鎌田純一氏は著書『先代旧事本紀の研究』（研究の部、昭和三十五年三月）で、平安末期乃至鎌倉中期に加筆されたもの、と論じている。

## 2

この後、序文は「于時小治田豊浦宮御宇豊御食炊屋姫天皇即位廿八年、歳次庚辰春三月甲午朔戊戌、攝政上宮厩戸豊聰耳聖德太子尊命大臣蘇我馬子宿禰等、奉勅撰定。宜録先代旧事、上古国記、神代本紀、神祇本紀、天孫本紀、天皇本紀、諸王本紀、臣連本紀、伴造国造百八十部公民本紀者、謹據勅旨、因循古記、太子為儒、釋說次録、而修撰未竟、太子薨矣。撰録之事輟而不統、因斯且所撰定神皇系図一卷。先代国記、神皇本紀、臣連伴造国造本紀十卷。號曰先代旧事本紀。所謂先代旧事本紀者、蓋謂開闢以降当代以往者也。其諸皇王子百八十部公民本紀者、更待後勅可撰録、于時卅年歲次壬午春二月朔己丑是也。云々」と続き、今日の学問的見地よりすれば、その無稽なることは明白である。なお、多田義俊の説くところには誤解もあったが、その後、伊勢貞丈『先代旧事本紀剽偽』、荷田春滿『日本書紀神代卷節記』、『日本書紀神代卷抄』、本居宣長『古事記伝』巻一「旧事紀といふ書の論」、以下、平田篤胤『古史微開題記』、鈴木重胤

- 『日本書紀伝』、橋守部『旧事記直日』等が相次いで、偽書説が確固たるものになった。
- 3 『類聚国史』巻九十九、職官四、叙位四(平城天皇)大同三年十一月甲午(十七日)条に「十一月甲午、……正六位上大中臣朝臣弟守、紀朝臣越永、安倍朝臣寛鷹、藤原朝臣弟葛、多朝臣人長、安倍朝臣清繼、齊部宿禰廣成從五位下、……」(『国史大系』による)と記載されている。
- 4 安田尚道・秋本吉徳氏校注『古語拾遺・高橋氏文』(新撰日本古典文庫)解説による。
- 5 藤井信男氏『古事記上表文の研究』(昭和十八年十二月刊)、拙稿「古事記偽書説の初見」(『びざん通信』四一四号、昭和五十一年四月)参照。
- 6 拙稿「賀茂真淵の序文偽作説」(『びざん通信』四二四号、昭和五十一年六月)参照。
- 7 記序は、吉岡徳明『古事記伝略』(明治十九年)・岡田正之『近江奈良朝の漢文学』(昭和四年)によって唐の長孫無忌の「上五経正義表」を典拠としたものであることが指摘され、後に志田延義「古事記上表の諸典拠」(『国語・国文の研究』昭和十年二月)が同じく長孫無忌の「進律疏表」を、倉野憲司博士『古事記序文註釈』(昭和二十六年)が「文選」を、それぞれ典拠に加えられたのである。
- 8 『史学雑誌』第三十五編第九号、(大正十三年九月)
- 9 に掲載。後、『記・紀・万葉集論考』(安藤正次著作集4)昭和四十九年一月刊に再録。
- 「古事記和銅正撰の一証」(『奈良文化』第二十二号、昭和七年四月)、後、補訂して「古事記偽撰説の排撃」と改題して同氏著『上古文学論攷』(昭和九年九月刊)に収録。および、「古事記偽書説を駁す」(『国文学攷』第三卷第二輯、昭和十三年一月)、後、同氏著『古事記論攷』(昭和十九年七月)に収録。
- 10 鈴木祥造氏の評言。「古事記偽書説の歴史とその意義について」(大阪教育大学『歴史研究』第五号、昭和四十二年十一月)による。筆者も同感である。本稿執筆に当っては、この論文を参考にした所が多い。記して深く謝意を表する。
- 主なものは次の如くである。
- 11 佐久達雄「古語拾遺の研究」(『歴史科学』第四卷第十一号、昭和十年十月)。
- 宮嶋弘「古事記は山城国葛野郡で書かれた」(『国語国文』第十四卷第九号、昭和二十八年九月)。
- 松本雅明「古事記の奈良朝後記成立について」(『史学雑誌』六十四篇七・八号、昭和三十年七・八月)。
- 藪田嘉一郎「古事記序文考」(西田先生頌寿記念『日本古代史論叢』所載、昭和三十五年十二月。後、同氏遺著『日本古代文化と宗教』に補訂して再録、昭

- 和五十一年十一月)。
- 12 「古事記・旧事本紀・歌経標式に就て」(『文学』昭和七年三月号)・「古事記の勅撰を疑う論」(『民間大学新説シリーズ』第一篇、昭和二十七年四月)・「上代日本文学論集 基礎的研究篇——古事記・歌経標式偽書論と万葉集」(昭和三十年三月刊)・「古事記偽書説は根拠薄弱であるか——上表と序の甄別」上下(『国語と国文学』第三十九卷第六・七号、昭和三十七年六・七月)・「古事記偽書説に就いて」(『花園大学研究紀要』創刊号、昭和四十五年三月)など。
- 13 「古事記序文の法制的研究——偽書説の修正——」(『解釈』第二十一卷第十一号、昭和五十一年十一月)。  
なお、「官記」の有無の問題に関しては、拙稿「記序偽撰説批判覚書」(『古代文学』十六号、昭和五十二年三月)を参看されたい。
- 14 大和氏説の大綱は、本稿と同時に本誌上に展開されているであろうことゆえ、同氏論へはいずれの折に改めて言及したい。
- 15 『記紀論』(昭和五十三年九月刊)
- 16 西宮一民氏『上代日本の文章と表記』(昭和四十五年二月刊)、なお、前注13の拙稿を参看されたい。
- 17 「壬申の乱の筆録者」(『文学』第二十一卷第十一号、昭和二十八年十一月)
- 18 「壬申紀の成立と古事記」(『国学院雑誌』第六十三卷第九号、昭和三十七年九月)、この論文は後に同博士著『古代文学の周辺』(昭和三十九年十二月)に収められ、後さらに同博士の『日本神道史研究』第十卷古典編(昭和五十三年八月)に再録されている。
- 19 「古事記序文の成立について」(『国学院雑誌』第六十六卷第四号、昭和四十年四月)、および同氏著『日本上代の文章と表記』(昭和四十二年五月刊)
- 20 「古事記序文の『壬申の乱』——西田長男博士の所説を中心として——」(『芸林』第二十卷第一号、昭和四十四年二月)
- 21 『古事記大成』5、神話民俗篇所収論文(昭和三十三年十二月刊)
- 22 この説は、初め『古事記・日本書紀』(昭和三十三年十一月刊)に発表され、その後、学問的実証として、『記紀批判——古事記及び日本書紀の成立に関する研究』(昭和三十七年五月刊)、『続記紀批判——古事記及び日本書紀の文献的相互関係の究明』(昭和五十一年三月刊)の両著が纏められた。
- 23 『日本文学史ノート I』(五十一年さまぐな神——古事記は偽書か(四)、昭和三十二年十月刊)
- 24 「日本神話の成立年代について——古事記の大年神の神系を通路として——」上篇(『古事記年報』)

- 昭和三十四年十月)、下篇『大倉山論集』第八輯、昭和三十五年七月)。後に補訂して同博士著『古代文学の周辺』(昭和三十九年十二月刊)に収められ、後さらに同博士の『日本神道史研究』第十卷古典編(昭和五十三年八月)に再録されている。
- 25 「曾富理神——古事記の成立をめぐる疑惑」(『宗教研究』第三十九卷第一輯、昭和四十年六月)。後に『日本神道史研究』第十卷古典編に収録。  
前注23に同じ。  
前注25に同じ。
- 28 例えば、鎌田純一氏「古事記登由宇氣神記事について」(『国学院雑誌』第六十三卷第九号、昭和三十七年九月)、拙稿「豊字氣毘売神の出現——記本文の後人補入の一徴証——」(『論集古事記の成立』昭和五十二年六月刊)等参照されたい。  
前注15に同じ。
- 30 29 例えば、中村啓信氏「高天原について」(倉野憲司先生古稀記念『古代文学論集』昭和四十九年九月刊)、拙稿「葛城氏の記載をめぐる——記紀二書の比較——」(同書所収)、西川順土氏「日本書紀と古事記——顕宗紀を中心にして——」(同書所収)など、枚挙に暇がない。
- 31 博士の記紀に関する諸論文を集められた『古事記成立の研究——後宮と神祇官の文学——』(昭和五十
- 32 33 五年七月刊)、引用文は「はしがき」による。  
前注14参照。  
偽書説に対する解説・批判は、西宮一民氏『日本上代の文章と表記』・倉野憲司博士『古事記全註釈』第一巻序文篇(昭和四十八年十二月刊)に詳しい。  
就いて見られたい。